

筑波大学へ寄附される個人の皆様へ

【より寄附がしやすくなりました！】

筑波大学へ寄附される個人の方は、従来どおり所得税の控除が受けられます。これに加え、別紙の都道府県及び市町村にお住まいの方については、平成 20 年 4 月の地方税法等の改正により、住民税についても新たに控除の対象となりました。

また、平成 23 年度税制改正により、住民税における寄附金控除の適用下限額が 5 千円から 2 千円に引き下げられることとなりました。

下記事項に御留意頂き、手続きされますと寄附金税額控除が受けられますので、是非この機会にご寄付頂ければ幸いです。

記

- ① 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告をする必要があります。「寄附金領収書」を添えて所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。
- ② 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者（サラリーマン等）又は年金所得者で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする方は、寄附された年の翌年 1 月 1 日現在お住まいの市町村へ「都道府県民税・市町村民税 寄附金税額控除申告書」に「寄附金領収書」を添えて申告してください。
- ③ 寄附された年の翌年 1 月 1 日前に、寄附された方が転居した場合、転居先の都道府県及び市町村において本学に対する寄附金が条例指定されていなければ、住民税の寄附金税額控除の適用は受けられません。
- ④ 寄附時点にお住まいの都道府県及び市町村が本学に対する寄附金を条令指定していない場合であっても、寄附された年の翌年 1 月 1 日前に本学に対する寄附金を条令指定した都道府県及び市町村に転居した場合は、住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

【控除額の算出方法】

$$\text{控除額} = (\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 10\% \text{ (住民税)}$$

↳ 総所得金額等の 30% が控除対象寄附金の上限

↳ 適用下限額 ↳ 都道府県民税のみの場合は 4%

寄附金税額控除の対象として本学が指定された都道府県及び市町村一覧

(平成 22 年 3 月 23 日現在)

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
千葉県			九十九里町		神栖市
	銚子市		芝山町		行方市
	市川市		横芝光町		銚田市
	館山市		一宮町		大洗町
	木更津市		睦沢町		東海村
	野田市		長生村		大子町
	茂原市		白子町		八千代町
	成田市		長柄町		五霞町
	佐倉市		長南町		境町
	東金市		大多喜町		利根町
	旭市		御宿町	神奈川県	
	習志野市		鋸南町		横須賀市
	勝浦市	茨城県			
	鴨川市		古河市		
	君津市		石岡市		
	富津市		結城市		
	四街道市		下妻市		
	袖ヶ浦市		常総市		
	八街市		常陸太田市		
	印西市		高萩市		
	白井市		北茨城市		
	富里市		笠間市		
	南房総市		取手市		
	山武市		つくば市		
	いすみ市		鹿嶋市		
	酒々井町		潮来市		
	栄町		守谷市		
	神崎町		那珂市		
	多古町		筑西市		
	東庄町		坂東市		
	大網白里町		桜川市		

※1 上記は、現在、本学に対する寄附金を条例指定している都道府県及び市町村の一覧です。上記以外については、居住している市町村にお尋ねください。

※2 上記一覧のうち市区町村の指定がない場合は、上記一覧に記載されている都道府県民税の寄附金税額控除及び所得税の寄附金控除のみとなります。